

新しい風ニュース NO 223

やまがたの環境とくらしを考える会 (通巻260)
岐阜県山県市西深瀬208 Tel・FAX 0581-22-4989

なんでも相談 どの政党とも無関係の 寺町ともまさ 2010年8月28日

HP ⇒ <http://gifu.kermin.net/teramachi/> メール ⇒ tera@ccy.ne.jp

毎日、千数百のアクセスがある私の日記(ブログ)は「てらまち」で検索するのが一番早いです

いはいよ「リコールのスタート!」まず 岐阜県議を!

かねてから、「いつから始める?」とお問い合わせなどいただいていた、山県市議選でのポスター代の詐欺事件に関して、水増しを認めながらも辞めていない議員をリコールする署名運動は、地方自治法の定めに従って、8月20日(金)に岐阜県選挙管理委員会に手続きを開始しました。今回は、まず、「署名期間2ヶ月」の「県議」からです(市議は1ヶ月)。

8月26日(木)に「署名運動の開始」を認定する「岐阜県議会議員横山善道解職請求代表者証明書」(請求の代表は「長屋正信」「寺町緑」の2名)が県庁で交付されました。

いろいろな人が参加するリコール運動であることを明確にするため「やまがた・リコール運動」と名づけて、事務局が手続きや実務の作業に当たります(事務局長 寺町知正)。

山県市のみなさん、世論を高めていただいて、是非、署名にご協力ください。

県選管・総務省のデータによれば、県議のリコールは全国で55年ぶり、だそうです。

署名簿は 週の「なかば」から

リコール署名簿には、26日に交付された「代表者証明書の写し」を「つづり込む」ことが定められていますので、交付後にしか、印刷・製本ができません。現在、この作業中です。署名簿は、8月30日(月)からの週の「なかば」から、要請のあった方にはお渡しできるようにしますので、ご連絡ください。

それとは別に、署名簿は、9月7日(火)から9日(木)の間に、市内の皆さんのお宅に届くようにします。その一式の封筒には、署名の集め方や注意事項、「水増しを認めた横山県議の発言の記事」などを資料として添えるようにしたいと思います。

今回の新しい風ニュースは、このリコールのことを中心に、お知らせいたします。

9月の市議会の定例会の関連日程

8月24日・行財政改革特別委員会	26日・東海環状自動車道及び幹線道路特別委員会
27日(金)・議会運営委員会	9月1日(水)・全員協議会
9月6日(月)・議会開会	7日(火)・一般質問通告期限
13日(月)・本会議質疑	14日(火)~16日(木)・各常任委員会
17日(金)・行財政改革特別委員会	21日(火)・一般質問 24日(金)・閉会

8月20日(金)に岐阜県に提出した《請求の要旨》。署名簿につづり込むページです。↓

岐阜県議会議員 横山善道 解職請求書

現在、「政治とカネ」の問題や「クリーンな政治」が大きな課題となっています。議員や首長の選挙のときの費用に関して、ポスター代、選挙カーの借り上げ料や燃料費、運転手の日当などを負担する制度があります。候補者から請求があったら税金で負担する「選挙公営」制度です。

2004年4月に行われた山県市議会議員選挙について、2007年6月、選挙公営のポスター代水増し詐欺事件が表面化して大きな社会問題となり、市民の強い批判を浴びました。

この詐欺事件の発覚で、2007年4月の県議選山県選挙区において山県市議から県議に転出した横山善道県議は、同年6月15日に県庁で水増し・不正請求を認めて謝罪会見をしました。他に、市議会議長ら市議6人も水増し等を認めました。県警は同年7月12日に議員らを書類送検、その後、11月までに5人が市議を辞職しました。

他方、横山善道県議と宮田軍作市議は、不正を認めながら、なんら社会的責任をとらず、辞職していません。

私たちは、岐阜地検の判断に期待しましたが、同年12月20日、地検は全員を起訴猶予としました。これに対し、一般の県民で構成する岐阜検察審査会は、2008年6月、辞職していない二人について、検察に対して「不起訴不当」の議決をしました。しかし、検察は再度の不起訴(09年3月)。さらに同検察審査会は、同年10月、再度、「不起訴不当」の議決をしました。検察はこの議決に対しても2010年1月、不起訴としました。

市民感覚では、選挙費用の水増し詐欺事件・公金の不正取得をした政治家は、刑事責任を問われることは当然ですが、横山善道県議は辞職もせず、いまだに司法によって裁かれてもいません。

私たち市民は、2007年4月の岐阜県議選において、横山善道氏が過去のポスター代の水増し・不正請求を隠して立候補したことを知らずに、当選させてしまいました。

市民の間には事件発覚時から「議員を辞めないならリコールすべき」との声が根強くあります。岐阜県民への責任としても、横山善道県議の有権者に対する背信行為と「県議在任」をとうてい容認することはできません。

よって、横山善道岐阜県議会議員に対し、強く「辞職」を求めるものです。私たちは、市民の良識と責任として、選挙公営のポスター代水増し詐欺で公金を不正取得しながら辞職しない横山善道岐阜県議会議員のリコールをします。

《請求代表者》 山県市伊佐美156 自営業 長屋正信
山県市西深瀬208-1 自営業 寺町 緑

上記の通り、地方自治法第80条第1項の規定により岐阜県議会議員横山善道の解職を請求致します。

2010年(平成22年)8月20日

岐阜県選挙管理委員会委員長 大松利幸様

横山県議 リコール運動 の おおまかな流れ

- 8月20日(金) 岐阜県選管に解職請求の手続き開始
 - 8月26日(木) 代表者証明書の交付・告示 (1/3の法定数は「8213人」)
 - 署名収集(2ヶ月以内)
 - 署名簿を山県市選挙管理委員会に提出
 - 山県選管による署名簿の審査、効力の決定及び証明、縦覧、署名簿の返付
 - 署名簿とともに県選管に解職請求、県選管は本請求受理の告示
 - 県選管は解職投票日を告示 (本請求受理の告示から60日以内)
 - リコール投票 (12月ごろか?)
- 「投票の過半数の同意」があると、その投票日に県議の職を失う

【寺町のコメント】 直接請求の署名運動の代表には、「公務員」である「議員」もなることができます。しかし、法律の規定で、署名が集まった次の段階の「解職の請求」では、公務員は代表にはなれません。もちろん、形式的な代表になることが禁じられているだけで、リコール投票の運動を中心になって進めることに規制はありません。

私は、選挙ポスターなどの選挙公営問題や、公金の水増し問題にも取り組んできました。今回の山県市での「リコール署名」の運動についても、請求の代表として進めるつもりでした。が、途中つまり「リコール投票」の運動になってから代表を降りるのも不自然です。

そこで、最終結論として、「請求代表」は初めから「市民の方」お二人にお願いして、事務局として運動を支えることに決めました。よろしくお願ひします。

《2010年8月26日 中日新聞 社説 から》・・・民意がつねに正確に反映されれば理想だろう。フランス革命をもたらした思想家ルソーが「選挙の時は自由、それ以外は奴隷」と言ったのは理想はやはり遠いからであり、リコールという手段はそのためにある。・・・名古屋市に限らず、全国を見渡せば、これまで眠りこけていたような地方政治は明らかに変わりつつある。・・・「地域のことは地域で」という地域主権が日本全国で進もうとしている。名古屋だけでなく、今は全国の市民、住民がわがまちの自治を考える正念場にちがいない。

【今後のニュースの発行日】

リコール開始なので、いろいろな動きをお伝えするために、ニュースは、毎週「土曜日」に発行し(インターネットのブログ「てらまち・ねっと」には当日掲載予定)、次の「月曜日」の新聞各紙の折り込みで配布予定です。9月13日(月)は休刊日なので翌日火曜日。

地方議員年金廃止のためのイベントを開催

先週の土曜日、8月21日は、名古屋でイベントを開催。私も中心的に勧めている「無党派・市民派 自治体議員と市民のネットワーク」(略称・自治ネット)が主催して、「地方議員年金廃止のためのアクション」として、名古屋の河村市長らをお招きし、全国各地で議員年金を廃止したい、不要と考える議員らや興味ある市民らが参加しました。

岐阜県議リコールへ

04年出馬の
山県市議選
ポスター費用問題

二〇〇四年四月の岐阜県山県市議選をめぐり、選挙ポスター費用増し事件に関連し、同市議の寺町知正さん(まこと)らでつくる市民団体「やまがた・リコール運動」が二十日、詐欺容疑で書類送検され、起訴猶予となった元同市議の横山善道県議(山県市選出)の解職請求(リコール)を始めるための書面を同県選挙管理委員会に提出した。

同事件をめぐっては、横山県議と同市議六人が〇四年四月の市議選で公費から支出されるポスター製作費を市に水増し請求。議員七人を含む十二人が書類送検されたが、起訴猶予に。検査審査会が二度にわたり不起訴不当の

議決をしたが、地検は今年一月に再び不起訴(起訴猶予)とした。議員七人のうち横山県議と宮田軍作市議以外は、すでに辞職している。

寺町さんは県庁で会い、「検察には期待できず、リコールしかない。来春の統一地方選の前に、県議を選んだ市民が主権者として辞めさせたい」と直接請求に踏み切った理由を説明。「まずは横山県議のリコール成立に全力を注ぐ」と対象を絞ったという。

リコール成立には、二カ月で有権者の三分の一(六月二十三日現在で八千二百十三人)の署名を集め、さらに投票で有権者の過半数の同意が必要となる。

2010.08.21 中日

2010.08.21 岐阜

県議のリコール手続き

04年の
山県市議選
ポスター代水増しで

市民団体

2004(平成16)年の山県市議選をめぐり、選挙ポスター代水増し請求事件に絡み、市民グループ「やまがたリコール運動」は20日、当時の市議候補だった横山善道県議(山県市選挙区)の解職を求める解職請求書を選挙管理委員会に提出した。リコール(解職請求)の本請求には同市の有権者の3分の1に当たる約8200人以上の署名が必要。26日にも署名集めを開始する。

同事件では、県警が07年に詐欺容疑で横山氏らを書類送検したが、岐阜地検は起訴猶予処分とした。その後2度、岐阜検査審査会が不起訴不当議決をしたが、同地検はいずれも不起訴(起訴猶予)処分とした。横山氏と同時に書類送検された市議6人中、5人はすでに辞職している。

市民グループ事務局の寺町知正山県市議は「選挙で水増しをした議員が政治の場にいることは許されない。検察に期待できない以上、有権者としてはリコールするしかない」と説明。署名集めの受任者を募り、活動を展開する考えを示した。県選管は26日に請求代表者を告示する予定。同日から署名活動が可能となる。告示翌日から2カ月間で必要数以上の署名が集まれば、本請求を経て、リコール投票が実施される。

横山氏は取材に「言うことは何もない」とコメントを避けた。

2010.08.21 読売

不起訴・横山県議のリコール請求を提出

2004年の山県市議選で当選した市議らによる選挙ポスター制作費水増し請求問題で、寺町知正同市議らは20日、元同市議の横山

善道県議へのリコール請求(解職請求書)を県選挙管理委員会に提出した。

この問題では、詐欺容疑で書類送検された横山県議と別の市議を不起訴処分(起訴猶予)とした岐阜地検に対し、岐阜検査審査会が2度の不起訴不当の議決をしたが、同地検は今年1月、3度目の不起訴を決定した。

寺町市議は「検察に期待できなくなった今、リコールしかない」と説明した。

県選管がリコール交付を告示した翌日から、60日以内に有権者の3分の1の署名が集まれば、解職投票が実施される。投票で過半数の同意があれば失職する。

同市の有権者数(6月現在)は2万4638人で、リコールに必要な署名数は8213人。

横山県議の事務所は「本人と連絡が取れずコメントできない」としている。